

昭和二十七年三月二十五日（参議院）

そのいわゆる改良普及事業なり、地区の委員会がそれによつて運営されてお

井のあと、できれば討論に入りたいと思います。がよろしうございますか。

る。そうしますと、これはなお更に
の県から一貫した委員会の線からは外
れてしまうというふうなことになるの
でございます。地区委員会を盛り立て
て行くということはいいことではござ
いますけれども、どこまでも一貫した
組織におきまして、県、郡、町村こうい
うような組織的な活動ができるように
して行くことが必要だと思ふのでござ
います。そうしますとやはりどこま
でも地区制で押して行くとしたならば
その中間でできますものも何らかの形
で法的に認めて頂くか、それではなかつ
たならば各町村から集めましたという
う金は一応郡の委員会でもとめ、郡の
委員会において地区の委員会を育成強
化する意味におきまして、郡の委員会
からそれを分けて金をやる、こういう
ふうにいたしますれば、そこに何らか
の法的な裏付けがなくても、連絡ができ
ましてかなり一貫したものになるのだ
はなからうか。こう思ふのでございま
すけれども、今のところでは地区の
委員会というものはまるで中ぶらりん
になつており、又町村の農業委員会と
いうものは場合によつては普及員を含
まないとこの委員会になつていゝとい
うような実情にあるのでございます
が、地区の委員会の連絡育成というよ
うな意味においてどういふようなこと
をお考えになつておりますか、お伺い
したいと思ひます。

○政府委員(野原正勝君) 要は改良普
及事業に対する国家予算が十分でない
というところから起因しておるわけで
あります。郡の代表者会議といつたよ
うなものに対する予算の裏付けがない。
そのためにいわゆる御協力を頂いてお
る各町村から応分の御負担を頂いてお
るというふうなことでは本当の意味の
改良普及事業としては期待できないわ
けなのであります。でき得べくんば改
良普及員に対してこういつた予算的
措置が十分講ぜられるということが農
林省としては一番望ましいことがござ
います。と考へておるわけです。現在の段階に
おきまして、改良普及員の配置をし
それに対する活動のためにも突は予算
的には十分でないということで、代表
者会議を開催し、或いは改良普及の徹
底をやるためにはどうしても国家の財
政的な立場ばかりでなしに、やはりそ
の普及を受けてそれによつて農業上の
効果もあるそれ／＼の町村において
御協力を頂くというふうな形で、そ
いつた経費などは適当に処理されてお
ることと考へておるわけです。従いま
して今後はできるだけ予算的措置等
も十分途を開くように努力をいたした
といと考へております。従ひまして未
だにおいて、改良普及事業が各地区、
あるいは各町村におきましても一貫した
えの下に十分機能を發揮いたしまし
て、農業委員会の活動と相待つて、農

○委員長(若生三七君) まだ御質疑があるかと思いますが、二時半から本会議もありまして、予算委員会も並行して継続しておりますので、只今の三橋委員の御質問に対する政務次官の答

○片柳真吉君 ちよつと簡単に……三條の二の改正案に関連して簡単に伺いたしますが、農林省の試験研究機

村の接術の向上が図れるようにいた

たいと考えております。

関に対して助言と協力を求めるとい
ことがありますが、例えば大学の試験

研究機関等を除いておりますが、これはまあアメリカ等の実態を見ましても州の大学等が相当普及事業に非常な協力をしておりますが、特に第二條の關係で、漸らしくかようなところにも助成金が行くことになります關係もありまして、むしろ大学等の試験研究機関にも助言と協力を求めることのほうが適當かと思うのでありますが、それを省いております理由を一つ簡単に御説明願いたいと思います。

○政府委員（野原正勝君） その点は農

りたしと思ひます。御意見の通りかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお

述べを願いたいと思います。

な。お修正意見がございまして、したる修正案文及びその修正理由を討論中にお述べを願ひます。

○小林幸平君　私は只今議題になつております農業改良助長法の一部を改正する法律案の一部を改正する法律案に対して修正するの動議を提出いたします。

先ず修正案を朗読いたします。

農業改良助長法の一部を改正する

法律案の一部を次のように修正す

第十四條第一項の改正規定中第二

号を第二号とし、以下順次一号する。

繰り下げ、第一号として次の一号を

加える。

一 専門技術員及び改良普及員を置くこと。

法律上確立せられるに至つたことは遅

首は背置の窓から見るのであり、膝す。

此の措置と認められるのであり、

たが、地位の確立については未だ考慮

が拂われており、せんから、この陽夏

門技術員及び改良普及員の総興の目標

補助に於ける国の結束を法律の未定

おいて明確にいたしたいと著述下の修正をすることとしたのでありま

す、それで具体的には第十四條の第一項の第一号と第二号とを改定し、及び

理の第一号に専門技術員及び西且音人

二、以下は二の一号と叫ぶ二と之付

で、以下はこの一冊を加えることになり、二巻文の整理と、なしたのである。

つて、法文の整理をした。そのついで

なあ本会議における委員長の報告内容及び手続等につきましては慣例によることを御了承をお願いいたします。それから報告書に多数意見者の署名を附すことになっておりますから順次御署名願います。

多数意見者署名

西山 亀七 片柳 眞吉
山崎 恒 赤澤 與仁
加賀 操 島村 軍次
小林 孝平 三橋 八次郎
松永 義雄

○委員長(羽生三七君) 次に衆議院議員千賀康治君ほか二十三名の提案にかかわる松くい虫等その他森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

先ず提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員(千賀康治君) 只今御審議を願います松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案につきまして提案理由を御説明いたします。

戦後松くい虫が異常に蔓延して、我が国森林資源に相当な被害を與えることになりました結果第七国会におきまして、松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律が制定公布せられました。松くい虫等のせん孔虫類の防除事業は、清々その効果を現わして参り、これによる被害も最盛の時期に比較いたしまして相当の減少を示して来ている状態でありましたが、その半面松くい虫等以外の森林病害虫等が戦後の森林の荒廃と共に急速に発生蔓延し、その被害地域も広汎な地域に及び、被害面積も年を逐つて増加する傾向にありまして、森林資源の保護と

林業生産の助長を図る点から申しまして放置できない状態になつて来ているのであります。

政府は、昨年六月現行法の第十二條に基づき松毛虫等の駆除予防に関する政令を公布いたし、これら松くい虫等以外の森林病害虫の防除に必要な措置を講じて参つた次第であります。この発生及び被害状況はなお予断を許さない状態でありまして、然るに、この政令は法律上その効力を一年以内に制限されておりますが、この際松くい虫等以外の森林病害虫等についても、この法律に基いて徹底した防除ができますよう、に改正したいというものが本改正の要旨であります。即ち第一は、松くい虫等以外の森林病害虫等の被害の状況は、先に申述べましたように、このまま放置できない事態にありまして、直接法律の規定に基き継続して防除措置を講ずることができるようになる必要があるものであります。これと関連いたしまして、第二に林業生産につきましても防除に必要な措置を行うことによつてその保護を図ることができるといふにいたしました。

第三は防除の方法におきまして、新たに種苗の焼却及び薬剤による防除を加えることとしたのであります。その他森林病害虫防除員の指示に従い防除に必要な措置を行つたため損失を受けた者に対しその損失を補償すること、森林病害虫等の早期防除を図る必要から森林病害虫等が発生して他に蔓延する虞れがあると認められた者は、その旨を都道府県知事又は市町村長に通報して頂くこと等の改正をいたしましたのであります。このよう改正に伴い、現行の法律の題名が適当でないと思

れるようになりまして、この法律の題名を森林病害虫等防除法に改めることとした次第であります。

以上この法律案を提案いたしますのにつきまして簡単に御説明を申し上げたのであります。慎重御審議の上速かに御可決あらんことを御願ひ申上げる次第であります。

○委員長(羽生三七君) 本案につきましては質疑を後日に譲ります。

○委員長(羽生三七君) 次に農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案、衆議院議員坂本實君ほか二十二名提出にかかる法律案の提案理由の説明を求めるといたします。

○衆議院議員(坂本實君) 只今上程されました農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由の要旨を御説明申し上げます。

政府においては、農林漁業施設の災害復旧につきましては農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によりまして、復旧事業者に対して、農地、一般林道については事業費の五割、農業用施設、奥地幹線林道及び水産協同組合の維持管理する漁港施設については事業費の六割五分を国庫が補助してその復旧に努力して参つたのであります。併しながら現行法におきましては、被害の大小を問はず、大よそ同一の補助率の適用を受けますので、地域的に激甚な被害を受けた地方の農林漁業者は、その負担が莫大になるので、復旧に困難を生じておる実情であります。例えば農地につ

て申しますれば、復旧事業費が一戸当たり一千万円のものも十千万円のものも補助率は同一でありますから、その農家の負担はそれ、一は五千円、一は五万円となるのであります。勿論この農家の負担に差のありますことは、事業費の比例によることで止むを得ないのであります。一方農家経済の現状より見ますれば、農家が予期せざる災害復旧のため負担し得る経済的余力は、その旧の負担し得る経済的余力に比しては、この限界を越える場合には、その越える部分のみに対しては、高率の補助金を交付し復旧を促進することが適切な措置であると存するのであります。なお林道及び漁港施設につきましても同様の趣旨により補助率を引上げることとしたのであります。

以上が本改正法律案を提案いたしました理由であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを切望いたします次第であります。

○委員長(羽生三七君) 本案につきましても質疑を後日に譲ります。次の議題に移りたいと思ひます。

○委員長(羽生三七君) 次の議題は先ず提案説明を聞きまして閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社及び立上る糸糸価格安定資金の処分に関する法律案であります。本案について質疑のある場合はお述べを願います。

○小林孝平君 去る二月の十二日の議案に提案説明を聞きまして閉鎖機関日本蚕糸統制株式会社及び立上る糸糸価格安定資金の処分に関する法律案であります。本案について質疑のある場合はお述べを願います。

います。

○政府委員(寺内祥一君) この点につきましては只今資料をお配りいたしましたから、これによつて御覧を頂きまして御説明を申し上げます。

先ず第一にこの糸糸価格安定法によりまして生糸の最高価格、最低価格をきめまして先ず先日お手許にお配りいたしました糸糸価格安定法の施行令の第三條におきまして「標準生糸の最高価格は、繭の生産費の額に生糸の製造及び販売に要する費用の額を加えて得た額の十二割と生糸価格指数、主要繭糸価格指数及び物価指数の關係から附録の算式により算出される価格(以下物価指数と称す)の十二割とを基準とし、経済事情を参しよくして定める。最低価格につきましては、同條第二項におきまして「標準生糸の最低価格は、最高価格の七割を基準とし、経済事情を参しよくして定める」といふふうになつておりました。大体法律によりまして最高価格、最低価格をきめまして範圍を政令によつてきめたのであります。要するに、法律におきましては生糸費を基準としてきめるといふことになつておりました。その基準をどういふふうに見るかというのを考えたのであります。それにつきましても、最高価格は大体繭の生産費及び生糸の製造販売に要する費用の二割上値を考えたのであります。それは何故二割上値といふことを考えたかと申しますと、昭和に入りましてから、昭和元年から昭和二十六年までの生糸の価格の変動率を見て参りました。先ずそれに、物価の変動による率と、生糸そのものの変動による率とを区別して計算いたしましたのでありまし

で、物価の変動による率を見て参りますと、それは大体その年の一月から三月を基準にいたしまして、その年度内にどの程度に物価が変つてゐるかというものを調べました。そういったしますと、その基準の日よりも物価が変りました、五分變つた月が何カ月あるか、一割變つた月が何カ月あるかというふうな調べをいたしましたのであります。そういったしますと、上のほうの上りました率を平均いたしますと、大体〇・九割、約一割の上昇率であります。下落のほうも同じような計算で行きますと約〇・九というふうな数が出まして、約一割でございまして、それを次に生糸それ自体の価格の変動率を調べますために、生糸価格指数を物価指数で割りました——生糸価格率と申します——このものも今申しましたような方法によりまして、昭和に入りましてからの上りました指数を勘定して見ますと、これもやはり大体上りましたほうは平均いたしましてプラスの一・〇六割くらいの数字が出たのであります。結局これを四捨五入いたしますと約一割という数字が出たのでございまして、又マイナスのほうもそれと大体同じような数字が出たのであります。結局大体昭和に入りましてから生糸の価格は上下二割の変動しておるといふようなのが平常の状態であるという数字が出たのであります。特にその差の多いのはそれより出たり入つたりしておりますが、大体平均いたしまして上下二割の変動をしておるのであります。そこで最高価格をきめますのは、その生産費の二割を最高価格の限度として見たらよからうと考へたのであります。

次に最低価格につきまして、何故三割という数字を出したかと申しますと、数字の上下二割の変動を上につた数字から下のほうの数字の割合を出して見ますと、約六六・六六%、これを四捨五入いたしますと、大体七割という数字が出たわけでありまして、それから次に過去におきます生糸の価格の変動を、これは明治四十年あたりから極く最近、昭和二十六年までの間の四十五カ年、そのうち戦争中の五カ年を引きまして、約四十カ年の、その年間に於ける生糸の価格の変動を見たのであります。その年間に於ける最低になった値段と、最高になった値段との値幅がどのくらいあるかと、それを調べて見ますと、約二割以上の差ができていたのが約二十六年、約半割以上になつておるのであります。三割になりまして、昭和二十六年、六カ年というふうな数字になりましたので、その最高と最低の値幅を二割にいたしますと、我が国の過去の生糸の価格の趨勢から申しますと、余りに差が狭過ぎるということになりまして、又四割になりますと、これも後にも触れたいと思ひますが、値幅が余りに大き過ぎまして、繭糸価格安定法の趣旨に反するといふので、大体最高最低の値幅が三割程度がよろうといふことでこの三割という数字をいたして去る二月十一日及び十二日の繭糸価格安定審議会におきましてこの資料を提出いたしましたのであります。それは只今お配りいたしました生糸の最高及び最低価格の算定の資料一覽といふのを御覧になりますとおわかりになるのであります。先ず第一に先は

ど読み上げました政令の物価参し、値といふところから御説明いたしますと、これは先日お配りいたしました施行令の附録を御覧頂きますとわかります通り、これは主要繊維の価格率である……アメリカにおける主要繊維の価格率及び物価率といふようなものから算出したしまして、こういう式があるわけでありまして、これにそれ／＼の所定の数を算入いたしましたのが、只今お配りいたしました資料の一、物価参し、やく値といふところでありまして、これが結局十九万六千九百五十四円という数字が出たわけでありまして、次に繭の生産費の額に生糸の製造及び販売に要する費用の合計額というのが二に出ておまして、これを御説明申上げますと、繭の生産費につきましてはここにもあります通り、昭和二十六年推定上繭一貫当り生産費千二百九十一円、これはどうして出たかと申しますと、これは統計調査部において調査いたしました二十五年度の繭の生産費を調べたのであります。これは二十六年度を取りたかつたのであります。まだ当時二十六年の結果が出ておりませんので、止むを得ず二十五年を取つたのであります。統計調査部において調査いたしました結果は、これは約五百八十何戸の農家に記帳を頼みまして、その結果を集計した数字なんです。その結果を、その繭の平均におきまして千二百九十一円という数字が出ておるのであります。これはその繭の平均の一戸当り経営規模を見ますと、反当收購量が十五貫であつたり、或いは桑樹の作付面積が三十二畝というふうに非常に経営規模が大きなものに変じておる様子があつた

のであります。従いましてこの繭糸価格安定法の基礎となりますためには、少し統計調査部の調査により繭糸平均の数字は上層に偏しておると認められるのであります。それは昭和二十五年におきます養蚕局の調べによりまして、養蚕農家一戸当りの反当收購量は十一貫でございまして、二十六年になりまして、漸く十三貫というふうな数字が出たのであります。そこで統計調査部の調査のうちの繭糸平均は上層に偏しておりますのでこれを取りまして、一戸当り三十五グラムの繭糸量がありまして、それを基準にいたしまして二十グラムから五十グラムまでを取る、こういったしますと、大体これが当時の養蚕農家の中核をなすものでなからうかという見通しをとつたわけでありまして、そういったしますと、その繭の生産費は千三百三十三円になつたのであります。これは昭和二十五年の生産費でございます。それから、これを二十六年の十一月、この当時の調査におきまして、十一月が最も確実なる物価指数等の数字が出ておるときでございまして、我々いたしましてはこの価格決定時の最も近いときにおける、而も信用のできる数字を基礎としていたしましてこれをスライドして直して行つたのであります。それとも一つは、この統計調査部の調査によりましてこれは一般的な資料として使う数字でございまして、今回この繭糸価格安定法により繭の価格決定には原価計算方式により繭糸の要綱によりま

する各費目に合せますために、例えば公租、公課につきましては所得に課せられたものは除くとか、或いは資本利子については見積額を除外するとか、或いは支拂地代については自作の見積りの地代を除くといふような、そういった原価計算方式の要綱に基づきまして抜いたところがございまして、その結果が結局、これに載つております昭和二十六年推定上繭一貫当り生産費千二百九十一円という数字が出たのであります。これが(b)行きまして生糸一俵当り所要上繭数量といふものに直しますと、生糸一俵当り所要上繭数量は従来の慣例によりまして計算いたしますと三百三貫と七、これを生糸一俵当りの原料繭代に直しますと丁度十三万三千八百七十七円という数字が出ました。それから次に生糸の製造及び販売に要する費用、こういったものはこれは統計調査部で調査いたしております数字であります。それを大体調査いたしませんで、養蚕局において毎年調査いたしておりますので、養蚕局における調査の結果をとりまして、これは昭和二十六年の生産費であります。これもまあ先ほど申しましたような価格決定時の一番近い時期において、而も最も確実な資料、数字のとれるといふいわゆる十一月物価指数にスライドして直しました数字が五万九千七百六十円こう出たわけでございます。これに繭の取扱手数料の上繭一貫当り手数料二十七円と、生糸一俵当り上金銀二千八百円、これを合計いたしますと生産費の十九万六千四百三十七円という数字が出たのであります。これを先ほど申しました割合の規定によりまして、最高価格の基準

となるものは、先ず物価参し、く、値の
はうは十九万六千九百五十四円でござ
いますから、これの十二割と申しませ
と二十三万六千三百四十五円、この七
割と申しませと十六万五千四百十二円
と出たわけでございます。それから生
産費のほうは、最後の行にBと書いて
ある、その基準額が十九万六千四百三
十七円、この十二割が二十三万五千七
百二十四円、その七割が十六万五千七
円、こういう数字が出たわけございま
す。これを審議会に資料といたしまし
て提供いたしまして、いろいろ審議
会の委員のかたの御審議を願つた
のであります。結局その審議の過
程においてこの繭の生産費について
も、それから生糸の製造販売に要する
費用についても議員諸公は、この数字
は不満であるという意思を表明せられ
たのであります。これは只今申した
ような当局としては確実な資料に基い
て、尤も十一月の物価指数にスライド
してあります。これは数字に基いて
スライドしたわけであつて、その結果
こういう数字が出たというのを御説
明申し上げましたが、委員諸公には大分
不満のようでありましたが、併しこの
繭糸価格審議会の諮問では生産費をき
めるのではなくて、最低価格、最高価
格をきめるのであるということで議論
が一致いたしました。その審議に入つ
たのであります。結局最高価格は二
十三万円、最低価格は十八万円ときま
つたのであります。先ず最低価格を
なぞ十八万円にきめたかと申します
と、一つには繭織物の代表の委員の人
から、繭織物をアメリカに輸出したと
きの価格が一ポンドについて五ドル五
十セント以上でありますればアメリカ

の輸入関税が二五%であります。一ポ
ンドが五ドル五十五セント以下に下る
と、途端にアメリカの輸入関税が五
五%に上るのであります。要するにア
メリカにおいては繭織物業者の保護の
ために申しておりますが、日本の繭織
物が余りに安くアメリカに輸出され
ることを防ぐためにそういう税金をかけ
る、そこで繭織物を五ドル五十五セント
以上に売らうとすると生糸の原価は十
八万円でなければ困るといふ意見が出
た。それに対して通産省もできるだけ
生糸の値段を安くする、そういう繭織
物の輸出を阻害するからというような
こともありました。又養蚕農家のほう
においても最低ぎりぎり十八万円でな
ければ繭の生産費を償えないという議
論もあつて、最低価格は十八万円にき
まつたわけであります。

次に最高価格が二十三万円にきまつ
た理由は、先ず第一には最高と最低の
値幅を余りに広くしては我々としては
困る、できるだけ狭くすることが糸価
安定の基礎であるといふこと、もう
一つはアメリカに出ます生糸の価格が
できるだけ五ドルを超えないようにし
ようといふ意見が審議会の委員のかた
がたの頭を支配したのであります。結
局二十三万円と申しますと、大体F
OBにして四ドル九十セントになりま
す。これはニューヨークに持つて行き
ますと、横浜からアメリカまでの運賃
その他の諸掛りが三十五セントかか
りますので、アメリカに來るとどうし
ても五ドルを越すのであります。現
在ニューヨークにおける生糸の市価が
約四ドル八十セントちよつと割つてお
りますが、当時は四ドル八十セントを

上廻つておりましたが、五ドルを超え
ては結局生糸は売れないという情勢で
ありましたので、できればアメリカの
五ドルを越さないようにしようといふ
意見がありました。が、それでは余り
に内地の価格が安くなるというので、
せめてFOBで日本の港を出るときだ
けでも五ドルをちよつと割つておこ
うという空気が支配いたしまして、最
高価格を二十三万円にきめるといふ
に審議会が答申したような次第であ
ります。

以上が審議の経過でありまして、
それ〴〵二十三万円と十八万円にき
まつたわけであります。只今申し上げた
うな議論が農林当局としても尤もだ
と思ひましたので、大体農林省として
審議会における審議の答申案をそのま
ま採用いたしまして告示いたしました次
であります。

○小林平君 只今の御説明のうち、
繭の生産費についてこの審議会に提出
された資料は千二百九十一円と、
こういうふうになつておるのであり
ますが、昭和二十六年春繭の生産費推計
は千六百八十八円、こういうふうにな
つておりました。これを十一月に引き直
したといふ話であります。それに
いたしても、又詳細資料に基づく御説明を願
ひたいと思ひますけれども、その前に
この昭和二十六年の春繭生産費推計の
千六百八十八円という数字につきま
して、全養蚕から算定の誤りを指摘しまし
て、統計調査部の了承の下に修正いた
しまして、千七百八十七円というふう
に修正した、こういうふうに伝えられ
ておりますけれども、そういう事実が
あつたのかないのか。又そういうこと
があつたとすれば、この千七百八十七

円、この数字に対して政府はどうい
ふに御考へになつておるかどうかと
いう点を御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(松岡亮君) 只今小林委員か
ら全養蚕の千七百八十七円という生産費の
件について統計調査部が承知したか
というお話でありましたが、これは恐ら
く資料としてお配りしてあります千
六百八十八円の統計調査部の推定生産費
を修正したかと存するのであります。す
れども、それについて修正の点につ
きまして、了承を與えた事実がござい
ません。

○小林平君 昨年の千六百八十八円を
今度千二百九十一円というふうに出
されたのでありますけれども、昨年
の五月以降は一般に物価も賃金も上昇
を続けておるのであります。繭の生
産費は昨年の五月現在のものは千六百
八十八円であるといふのに今年度は繭糸
価格安定審議会の資料は千二百九十一
円、こういうふうになり、三百二十七円も、
約二割程度低落して、そういう資料を
お作りになつておられますが、その詳細
資料に基いて御説明願ひたい。

○説明員(松岡亮君) それでは繭糸価
格安定審議会の資料となりまして千二
百九十一円の御説明の前に、統計調査
部で行いました千六百八十八円の価格の
推定額はどういうふうな計算されたか
といふことにつきまして申し上げます。
この千六百八十八円の推定額はお手許に
お配りしてあります昭和二十五年産繭
生産費調査結果と平均、一番下の欄
に千二百九十九円というのがございま
す。これはまだ昭和二十六年の繭の生
産費の調査は始まつたばかりでありま
して、二十六年の繭生産も漸く春繭に
入つたばかりでありますので、二十

五年のこの千二百九十一円を基礎にし
まして大体五月頃の物価によりまし
て、二十五年の調査結果をそのまま補
正いたしまして出しているものであり
ます。従ひまして統計調査部の繭生産費
は二十五年もさうであります。必
ずしも価格形成資料だけを考へてお
りませう、形成比較とかその他の目的を
持つておられますので、調査事項が原価
を構成するもの以外の支出、例えば租
税で申しますと、所得税或いは事業
税、そういうものも含まれておりま
す。又一方実際には支拂われていない
ところの資本利子とか、或いは地代と
いうような計算も行われております。
従つて生産費の推定の物価の基礎にな
ります時期の相違、こういうた原価
計算の理屈から来るところの各費目の
取上げ方、そういう点で違つており
ますので、統計調査部の千六百八十八
円と繭糸価格安定審議会の千二百九十一
円との間には若干の開きが出るのは
止むを得ないかと存じております。

○片桐眞吉君 生産費の議論であり
ますが、千二百九十一円は、これは二
十五年の十一月に調べた価格ですか。
千二百九十一円は……。

○政府委員(寺内祥一君) 千二百九十
十一円を出したのには、昭和二十五
年の四月から十一月の平均と、昭和二
十六年の四月から十一月の平均を比較
いたしました。その率によりまして、
先ほどお話ししました二十グラムか
ら五十グラムまでの統計調査部の調査
の千九百三十三円の中から、先ほど申
しましたような所得税であるとか、見
積資本利子、自作の見積額を除いた数
字に只今申しました率を掛けまして出
たのが千二百九十一円でございます。

○片柳眞吉君 それと二十六年度春の
繭糸産費について千六百十八円とはど
ういう関係になりますか。

○説明員(松岡亮君) 千六百十八円の
ほうの推定をやりましたときの物価
は、大体労賃を除いたものにつきまし
ては、四月現在の農村物価調査によつ
て推定いたしております。それから労
賃部分につきましては五月現在を以て
算出いたしております。

○片柳眞吉君 そうしますと、千六百
十八円という資料を配られたのはどう
いうことですか。千二百九十一円を算
出されたにかかわらず、何か却つて、
政府側は……。

○政府委員(寺内祥一君) 資料を配り
ました理由は当委員会からこれについ
て資料を出してくれという御要求があ
りましたから配つたのでありますが、
養蚕局といたしまして繭糸価格安定審
議会に出した資料といたしまして千
六百十八円というものは、先ほども統
計調査部のほうから説明がありました
通り、統計調査部としての推定の数字
が相当入つておりますので、これは全
然採用しなかつたのであります。統計
調査部で調査しました元の数を十一月
の物価指数にスライドするということ
を養蚕局としてはやつていたのであり
ます。

○片柳眞吉君 その辺に私も議論が
出て来ると思うのですが、むしろ去年
あたりでやつてゐるのは、最近物資の
関係も大体ノーマルに選んで参りました
ので、むしろ統計調査部のような原
單位計算によつて、最近の価格で、む
しろ生産費を推定するほうが正確じゃ
ないかというふうなふうに考へてゐる
のでありますが、むしろ私は何か説明

を聞いておきますと、統計調査部の推
定のほうにむしろ最近の情勢に適する
のではないかという感じがするのです
が、それをあえて養蚕局の推定のはう
がいいということもちよつと理解がし
たいのですが……それから細かい点
であります。先ほど説明の中に拂つ
ておらない地代を計上しているという
ことであります。自作で行けば
土地資本利子として地代の相当分も計
上しなければならぬ、拂つておらな
いものを計上しているというのがどう
も。この点一貫しておらないような気
がするのですが……。

○政府委員(寺内祥一君) 拂つてない
地代を見積つたとは申上げなかつたつ
もりでございますが、何か私の説明が
悪かつたのかも知れません。資本利子
につきましては見積額を含まない、支
拂地代につきましては自作の見積額を
含んでおらないという御説明をしたつ
もりでございますが……。

○説明員(松岡亮君) 私から申上げま
した支拂つてない地代と申しましたの
は、統計調査部の生産費の調査の場合
には資本利子としまして、只今片柳委
員からお話のありました自作の場合に
おきまして拂つたものと仮定した、つ
まり通常それだけの地代、或いは利子
を拂つと仮定した計算も含まれる、但
し繭糸価格安定審議会のほうでは、普
通の繭価計算要綱のやり方によつて、
その推定された部分を除いて、或いは
支拂つてゐる地代資本利子のうち支拂
利息、そういうものだけを計算してお
られるようであります。

○片柳眞吉君 これは念のためにお伺
いをしてゐるわけですが、この前の繭
糸価格安定法の審議の際に、生産費

の、例えば一〇〇%をとらないで、何
十%をとるといふようなことが曾つて
の方法でとられておつたと思つたので
あります。それはフルに一〇〇%とつて
おりますか、とにかく千二百九十一円
にしてもどつちをとるかとは別といた
しまして、一応計算上出て来た生産費
をこれは一〇〇%とつてゐるかどうか。

○政府委員(寺内祥一君) これは先ほ
ども御説明いたしましたように、その
生産費が基準になりました。この上値
十二割、下値それから七割というところ
を基準として考えることになつてお
りますので、この生産費をまる／＼は
見ておりません。これは審議会のとき
の、当初私でありますでしたけれど
も、速記録を調べましたところによ
りますと、前局長も、生産費はまる／＼
見るわけに行かないけれども、ただ合
理的に経営するならば、償うであらう
生産費を見たいといふような答弁をい
たしておりましたので、まる／＼は見て
おりません。

○片柳眞吉君 それはそれでいいでし
ょう。この千二百九十一円というもの
を、これが一〇〇%見ておるかどうか
ということですか。

○政府委員(寺内祥一君) それは一〇
〇%見ております。

○説明員(松岡亮君) 完全な意味の原
單位量によつて計算したものではない
のであります。例えば収量とか、そう
いう点で必ずしも原單位計算を徹底
して採用することができませんが、
その一部だけを二十五年の生産費調
査の原單位量を採用いたしております。

○小林孝平君 今回の統計調査部か
ら御説明になつた千六百十八円、それ
から養蚕局のこの審議会に出されまし
た千二百九十一円は、今御説明ありま
したけれども、もう少し筋道を立てて
資料としてわかるように提出して頂
きたいと思つたのです。まあこれを先ほ
ども口頭で御説明になりましたけれど
も、口頭で御説明なさるには資料があ
るはずだから、詳細な資料を一つ出
して頂きまして、それでそれを検討して
又審議をやるといふふうの一つお取
組を願ひたいと思つたのです。今の生産
費の点ばかりでなく、例えば生糸の製造
及び販売に要する経費の五万九千七百
六十円、この算出の計算の基礎等に
ついては詳細な資料を一つ、これま
で……。

○政府委員(寺内祥一君) それもこの
前差上げたはずですが、この表を差上
げてあるはずでございます。21中A格
一俵当生糸加工販売費……。

○片柳眞吉君 そうすると、それでは千六百十八
円と千二百九十一円の差を極く簡単に
御説明申上げますが、これは資料はお
手元にあると思ひます。細かいの
が……先ず千六百十八円、Aとなつて
おりますが、このAの推定額は、統計
調査部において、昭和二十六年五月春
季における物価により昭和二十五年産
繭生産費調査結果を補正し、所得税、事

業税等の経費を含む参考値として算出
したものであります。それから只今申
しましたAと、繭糸価格安定審議会資
料の資料として出しました千二百九十
一元、即ちBとなつております。との
主要な相違点は左の通りであるのであ
ります。

先ず一は、Aは二十五年産繭生産費
調査結果の原單位量に昭和二十六年四
月現在の価格、労賃については五月現
在であります。……を乗じて算出した
ました。Bのほうは生産期間である
四月から十一月の平均価格につき、前
年と比較して道すかれた費目別上昇率
により、二十五年産繭生産費を補正算
出したというものであります。それか
ら第二点として、Aは昭和二十六
年春季において年間を通ずる収量を
見込んで算出した生産費を算出したの
であります。Bのほうは、生産費調
査結果のうち二十グラムから五十グラ
ムの掃立収量を持つ農家について、前
年の収量をそのまま採用し算出した
生産費を算出したのであります。第三点に
つきましては、副産物収入につきまし
て、Aは桑葉、蚕糞、蚕渣については市
価のないときは評価しない。ところが
Bのほうはこれらについてもその使用
価値を市価により評価いたしました。

次に資本利子につきましては、Aは繭
生産に關し参加する全資本について年
四分の複利計算を行なつたのでありま
すが、Bにおきましては調査農家の借
入金に対する支拂利子のみを計上した
のであります。次に地代につきま
してはAは小作地、これは桑園でござ
いりますが、小作地に対する支拂小作料
のみならず、自作地についても類地の
通常小作料によつて地代を計上いたし

ましたが、Bのほうは、小作地、桑園でございますが、に対する支拂小作料のみに計上いたしております。次に租税公課につきまして、Aは租税公課の全部を計上し、参考的に取扱いことにいたしましたのでありますが、Bのほうには原価性があると認められる物件税のみを計上し、収益に對し賦課される税を除外いたしております。

○委員長(羽生三七君) 只今の養糸局長の説明資料を当委員会に配付してもらいたいというのですが、なければ明日……。

○政府委員(寺内祥一君) それでは明日……。

○委員長(羽生三七君) これが出て来るとわかりますから……。

○山崎恒君 この問題はまだ十分私も研究しませんが、一つこの質疑は次回に譲つて頂きたいと思ひます。

○委員外議員(白波瀨米吉君) 一つだけちよつと……。

○委員長(羽生三七君) 白波瀨さんから委員外発言を求められておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

○委員外議員(白波瀨米吉君) 私の今日伺つたのは、もつとほかの問題でお聞きしたいと思つたのですが、これは繭の生産費をきめるのじやなくて、生糸の生産費をきめる、生糸の価格をきめるのだからいいと思ふのですが、生糸のほうは今の御説明の、何ですか二十グラムから五十グラムまでの間の養蚕農家をとつたというのですが、それは反当りどれぐらゐの收購量ですか。

○政府委員(寺内祥一君) これは二十五年の統計調査部の調査によりまして、二十グラムから五十グラムの農家をとりますると、反当收購量は十三貫

五百九十二匁であります。

○委員外議員(白波瀨米吉君) そのときのAのほうは十一貫ですか。

○説明員(松岡亮君) Aのほうの反当收購量は十三貫百四十四になります。

○委員外議員(白波瀨米吉君) Aがですか。

○説明員(松岡亮君) そうでございます。

○委員外議員(白波瀨米吉君) Bじやないのですか。

○説明員(松岡亮君) Aでございます。

○委員外議員(白波瀨米吉君) Aが十三貫ですか。

○説明員(松岡亮君) そうです。

○委員外議員(白波瀨米吉君) Bは何匁ですか。

○政府委員(寺内祥一君) Bのほうは養糸局でありますから私からお答えいたしますが、十三貫五百九十二匁でございます。

○委員外議員(白波瀨米吉君) これだけの收購量の差であつて、余りにも生産費の違いが大きじやないですか。

○政府委員(寺内祥一君) これは先ほど御説明いたしました通り、調査費目について片方は見えてあり、片方は除いてあるというようないろ／＼なものがございまして、従ひましてこの總計におきまして非常な違いがあるわけでございますから、いづれこれを、只今御説明いたしました印刷物を明日御配付いたしますから、それによつて御検討願ひたい。

○委員外議員(白波瀨米吉君) 私は繭の生産費をきめるのじやなくて、糸のいわゆる最高最低の価格をきめるのだから私はあえて追及はしないけれど

も、何だかこれの内容の説明を聞いておると略算でこういふ数字をわざと持つて来られたやうな感じがして、数年こういふことでやられたら結局いふゆる価格の基礎資料などというものは行詰つてしまつて、前年のこの次の年のと非常な不合理なものになるのじやないかというやうな感じを持ちます。○政府委員(寺内祥一君) 只今御説明いたしました養糸局の数字は略算して出したものではございませんので……。

○委員外議員(白波瀨米吉君) 余りにもきつと……。

○政府委員(寺内祥一君) 決してそういうことはいたしておりません。生産費そのものをい出して、そしてそれを十二割とか七割とか生糸の最低価格、最高価格をきめます場合には、多少い／＼な事情を斟酌しておりますが、ここに出しました生産費は統計調査部の資料といた／＼な物価指数とか確定な資料に基いて何らの私意も加えないで算出した数字がここに出たのであります。

○委員外議員(白波瀨米吉君) それでありますと、そういうふうにおつしやるのであると非常に僅かに、收購量がそれこそ極めて僅かより違はんのになぜその価格算定の基礎に用いられた繭の生産費の数字に對してそれほどいふゆるい／＼なものを手加減をされるのですか。又それに対してこの八千掛くらいな繭のいわゆる掛目になります。○政府委員(寺内祥一君) 一反当りのい

わゆる収入というものが一万六千円くらいになる収入になります。○委員外議員(白波瀨米吉君) そういふことと實際の繭の生産費というものが上つていくかということはちよつと考へ

られないですね。

○政府委員(寺内祥一君) 只今おつしやいましたその八千掛というものは、ちよつと了解できなかったものでありますけれども、千二百九十一円を掛値に直すと八千掛になるというのですか。

○委員外議員(白波瀨米吉君) そうです。大体千十五匁と見たら八千掛……。

○政府委員(寺内祥一君) 私どものほうはそこまで計算しませんので申し上げたのでありますけれども、そういうことになるとは知れませんが、私どものほうといたしましては、先ほど来申しましたように、二十五年の統計調査ができておりますので、それを元にいたしましたとして、これを二十六年、先ほど申しました通り、二十五年の四月から十一月と、二十六年四月から十一月との平均費目の比率によりまして

〔委員長退席、理事山崎恒君委員長に席を譲る〕

スライドいたしましたして、大体二十六年度の繭の生産費が、この程度が繭糸価格安定法によりましてきめる基礎になる生産費としてこれをとつたのがよろうというところで算定した数字であります。

○委員外議員(白波瀨米吉君) じやもう一つ、それにしまして、それがどうも余りにAとBとの反当りの收購量と繭の生産費との差があるならこれはよくわかるのですけれども、これは差がないというところになつて来ると、そうすると八千掛であつて、而も一反の収入といふものは一万六千円くらい程度です。○政府委員(寺内祥一君) 一反の収入といふのは一万六千円くらい程度です。○委員外議員(白波瀨米吉君) 一反の収入といふのは一万六千円くらい程度です。○政府委員(寺内祥一君) 一反の収入といふのは一万六千円くらい程度です。

るかといふことはちよつと考へられないかと思ふのですが、そういう程度で養蚕といふものは引合ものなだといふやうなこととお考へになつて奨励されるというところになるとな／＼繭はそれないですね、これは何をやつても一万六千円くらいの収入は畑作であります。

○政府委員(寺内祥一君) 今おつしやいました通り一万六千円というのもちよつと私に了解しかねるのであります。○政府委員(寺内祥一君) 今おつしやいました通り一万六千円というのもちよつと私に了解しかねるのであります。

○委員外議員(白波瀨米吉君) 十三貫よりとれなくて、一万二千円というところになつたら、一万六千円になるんじやないのですか。

○片柳眞吉君 これは明日詳しく質問いたしますが、やはり説明にちつと無理があると思ふのですが、二十五年をベースにとつて集計をしておりますが、ここに今白波瀨さんも言われたやうに、余り工作が加えられ過ぎているんじやないかと思ひます。例えば千二百九十一円が製造工業原価計算要綱に準拠して集計した生産費が千二百二十八円とこれを更に物価の上昇率を織込んで参ります。これはちよつと今まで米なから見て行くと、この辺にちよつと疑問があるのではありませんか。○政府委員(寺内祥一君) 今おつしや

いたした通り一万六千円というのもちよつと私に了解しかねるのであります。○政府委員(寺内祥一君) 今おつしやいたした通り一万六千円というのもちよつと私に了解しかねるのであります。

○政府委員(寺内祥一君) 今おつしやいたした通り一万六千円というのもちよつと私に了解しかねるのであります。○政府委員(寺内祥一君) 今おつしやいたした通り一万六千円というのもちよつと私に了解しかねるのであります。

は到底生産費にはあり得ないのであつて、むしろ相当な現金支出をする農業でもありますので、資本利子がゼロであるとか、それから地代が、統計調査は二十七円が僅かに七円、これは小作地、自作地両面を通じてやつておるのです。ですからこれは何も現実に小作料を拂わんでもそれ相当の土地資本利子を計上すべきであつて、ですからこの方面の説明をもつと合理的に説明して頂かんと……、今日はこれ以上は質問はいたしません、その辺を説明して頂かないとどうしても理解ができないので、その辺をもう少し突きつめて明日説明して頂きたい。

○政府委員(寺内祥一君) 例えば今資本利子についてお話がありました、統計調査部の調査により戸数の中から算出して得た二十グラムから五十グラムの農家につきましては、資本利子を拂つた例がないのでありまして、たしか五十銭……一円以下の数字が出たのであります。この調査によつて出て来た農家につきましては、こういう資本利子を拂つた例がなかつたので零となつたのであります。

○片柳眞吉君 そういうことを言つておると、これは大分疑問になるのですが、拂わなくても、要するに農家の現金支出にどの程度の金利を見るか疑問でありますけれども、貸付金で見ると、或いは預金金利で見ると、或いはその平均金利で見るとは疑問でありますけれども、相当の現金支出をやつておることは事実ですから、その現金支出に對する利子というものを見なければ辻褄が合わないのです、その点を明日又一つ合理的にして頂きたいと思ひます。

○理事(山崎恒君) それでは今日はこの程度でよろしうございますか……。では本日はこの程度で閉会いたします。

午後三時三十三分散会

三月二十日本委員会に左の事件を付託された。

一、松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

松くい虫等その他の森林病害虫の駆除予防に関する法律の一部を改正する法律案

し、同項第三号中「伐採木等」を「指定種苗又は伐採木等」に改め、同号を第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三 森林病害虫等の附着している樹木又は指定種苗(樹木の種子及び苗であつて農林大臣の指定するものをいう。以下同じ)を所有し、又は管理する者に対し、森林病害虫等並びにその附着している枝條又は指定種苗の焼却を命ずること。

四 森林病害虫等の被害を受け、若しくは受けるおそれがある樹木又は指定種苗を所有し、又は管理する者に対し、薬剤による防除を命ずること。

第三條第三項中「三十日」を「二十日」に改め、同條第四項中「樹木の」下に「指定種苗」を加える。

第四條第一項中「第一号、第二号又は第四号を、第一号から第四号まで又は第六号」に改め、「樹木」の下に「指定種苗」を加える。

第四條第二項中「都道府県」を「地方公共団体」に改める。

第五條第二項中「前條第一項」を「前條」に改める。

第六條第一項を次のように改める。

農林大臣又は都道府県知事は、森林病害虫等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該官吏又は森林害虫防除員に、森林、苗圃又は貯木場、倉庫その他指定種苗若しくは伐採木等を設置する場所に立ち入らせ、樹木、指定種苗又は伐採木等を検査させ、又は検査のため必要な最少量に

限り、枝條、樹皮又は指定種苗を収去させることができる。

第七條第一項を次のように改める。

当該官吏又は森林害虫防除員は、前條第一項の規定による検査の結果、指定種苗に森林病害虫等が附着していると認めるとき、又は伐採木等に森林病害虫等が附着し、若しくは附着するおそれがあると認めるときは、当該指定種苗又は伐採木等の所有者又は管理者に対し、左に掲げる事項を記載した文書を交付して第三條第一項第三号又は第六号に掲げる措置を行ふべき旨を指示することができる。

一 措置を行ふべき期間

二 森林病害虫等の種類

三 行ふべき措置の内容

四 その他必要な事項

第七條第二項中「その指示に従わない」を「同項第一号の期間内にその指示に係る措置を行わない」に、「当該伐採木等」を「当該指定種苗又は伐採木等」に改める。

第八條第一項中「又は前條第二項」を「前條第一項の規定による指示又は同條第二項」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 前項の規定による補償の額は、第三條第一項第一号から第四号まで若しくは第六号の命令又は前條第一項の指示に係る場合にあつては、幹若しくは根株のはく皮又は枝條、樹皮、指定種苗若しくは森林病害虫等の焼却又は薬剤による防除の措置を行ふのに通常要すべき費用に相当する金額とし、第三條第一項第五号の命令又は前條第

二項の処分に係る場合にあつては、その命令又は処分により通常生ずべき損失額に相当する金額とする。

第十條中「樹木」の下に「指定種苗」を加える。

第十二條を次のように改める。

(通報義務)

第十二條 森林病害虫等が発生してまん延するおそれがあると認められた者は、遅滞なくその旨を都道府県知事又は市町村長に通報しなければならない。

第十三條第一号中「第三号」を「第五号」に改める。

第十四條第一号中「第四号」を「第六号」に改める。

第十五條を次のように改める。

第十五條 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

一 農林大臣又は都道府県知事の第三條第一項第一号から第四号までに掲げる命令に違反した者

二 第六條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附 則

1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 植物防疫法(昭和二十六年法律第二百四十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項但書中「森林害虫」を「森林病害虫等」に改める。

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、農林水産業施設災害復旧事業費
国庫補助の暫定措置に関する法律
の一部を改正する法律案(案)

農林水産業施設災害復旧事業費
国庫補助の暫定措置に関する法律
の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費
国庫補助の暫定措置に関する法律
の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費
国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和
二十五年法律第六十九号)の一
部を次のように改正する。

第三條第三項中「前項の規定」を
「第二項及び第三項の規定」に改め、
同項を第五項とし、同條第二項の次
に次の二項を加える。

3 その年一月一日から十二月三十
一日までに発生した災害により甚
大な被害を受けた地域に限り、そ
の被害を受けた農地、農業用施設、
林道及び漁港施設の災害復旧事業
の事業費(第五項の超過事業費を
除く)のうち政令で定める額に相
当する部分につき、第一項の規定
により国が行う補助の比率は、前
項の規定にかかわらず、左の区分
による。

一 農地に係るもの

二 農業用施設に係るもの

三 林道に係るもの

イ 奥地幹線林道に係るもの
当該部分の十分の九
ロ その他の林道に係るもの

当該部分の十分の七・五

四 漁港施設に係るもの

4 前項の地域は、その年ごとに農
林大臣が指定する。

附則

この法律は、公布の日から施行
し、昭和二十六年一月一日以後に発
生した災害に係る災害復旧事業につ
いて適用する。

三月二十二日本委員会に左の事件を付
託された。

一、かすみ網解除等に関する請願
(第一一四〇号)

一、積雪寒冷地帯振興に関する請願
(第一一五八号)

一、畜犬競接法制定に関する請願
(第一一五九号)(第一一八〇号)

一、でん粉工業救済に関する請願
(第一二〇四号)(第一二五〇号)

一、買収林野の開墾不適地拂下げに
関する請願(第一二二三号)

一、農業改良普及事業の強化擴充に
関する陳情(第一五九六号)

一、競馬の民営移管に関する陳情
(第六〇七号)

一、森林組合の強化擴充に関する陳
情(第六三七七号)
一、森林事業費国庫補助増額等に関
する陳情(第六五八号)
一、農地改革予算増額に関する陳情
(第六五九号)
一、開拓に関する予算増額の陳情
(第六六〇号)
第一一四〇号 昭和二十七年三月八
日受理

かすみ網解除等に関する請願

請願者 岐阜県多治見市新町一
丁目日本中種親友会連
合会内 加藤藤一
紹介議員 野田 卯一君
昭和二十二年九月特許法施行規則の
改正によつて、つぐみ、しろはら等の
捕獲が禁止されたため、甲種狩猟者は
生業を失ひ生活に窮している。しかし
これらの小鳥類は五穀を害害として益
鳥とは認め難いから、捕獲して食用に
供した方が實際的であり、国民の要望
にも添うから特許法施行規則を改正し
て、つぐみ、しろはら等を狩猟鳥に編
入するとともに、猟期を毎年十月十五
日より十一月三十日まで解除せられた
ことの請願。

第一一五八号 昭和二十七年三月十
日受理

積雪寒冷地帯振興に関する請願
請願者 長野県下高井郡往郷村
九七四 内藤正志
紹介議員 羽生 三七君
積雪寒冷地帯は五箇年計画の第二年を迎
えたが、本年度も土地改良に終始し、
農業経営ならびに生産擴充の改善は考
慮されてないから、(一)副業輔導普
及所の設置、(二)家畜導入助成、(三)
製作推進施設助成、(四)農用林の整備
改良、木炭運搬、改良集積施設等の
振興計画を実施せられたことの請願。

第一一五九号 昭和二十七年三月十
日受理

畜犬競接法制定に関する請願
請願者 千葉県庁農林部畜産課
内社団法人千葉県獣医
師会 萩原正俊外二
十三名

今回家議院に畜犬競接法が提出される
由であるが、地方自治体財源の確立強
化、畜犬の改良増殖とその指導奨励、
輸出用動物の繁殖と奨励、犬種の血統
と能力統一の一元化、犬の伝染病予防
と愛犬家の負担軽減、獣医師職域の増
大、動物愛護精神につながる健全娯楽
の実現が可能となり中小家畜の奨励
上、最も時宜に適したものと信ずるか
ら、すみやかに畜犬競接法を制定せら
れたいとの請願。

紹介議員 加納 金助君

第一一八〇号 昭和二十七年三月十
日受理

畜犬競接法制定に関する請願
請願者 千葉県庁農林部畜産課
内社団法人千葉県獣医
師会内 石井登外十三
名

この請願の趣旨は、第一一五九号と同
じである。

第二二〇四号 昭和二十七年三月十
日受理

でん粉工業救済に関する請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内
丸ビル二階二六二区北
海道販売農業協同組合
連合会東京支所内 三
浦清吉

昨年十月以来の政府砂糖の入札販売に
より、砂糖のはん張をきたしたため水
あめ、でん粉に痛撃を與えているか
ら、当面政策として(一)入札に対する
価格を絶対引き下げぬこと、(二)数量
を抑制すること、(三)業務用砂糖は既

定随契以外は認めぬこと、(四)水あめ
等の物品税の撤廃等を行うとともに、
恒久対策として、(一)でん粉工業の確
立対策、(二)砂糖消費税を六倍まで引
き上げられたことの請願。

第一二二三号 昭和二十七年三月十
日受理

買収林野の開墾不適地拂下げに関する
請願
願者 新潟県中蒲原郡川東村
森林組合内 佐藤政治
外十六名

政府はさきに自作農創設特別措置法に
より未墾地の開墾を目的として林野の
強制買収を行つたが、既買収地の中に
開墾不適地として放置されたままの土
地が相当面積に達しており、かかる状
態をそのままに放置せんか、治山治水
等国土保全上重大な影響を及ぼすばか
りでなく国家経済上の見地からも遺憾
にたえないから、これら既買収林野の
開墾不適地を元の所有者に買収当時の
価格で拂い下げられたことの請願。

第二二五〇号 昭和二十七年三月十
日受理

でん粉工業救済に関する請願
請願者 愛知県豊橋市鴨田町一
福岡農業協同組合組
合長 近藤博見外四十
六名

紹介議員 森 八三三君 山本
米治君 山内 卓郎君
この請願の趣旨は、第二二〇四号と同
じである。
第一二七〇号 昭和二十七年三月十
四日受理

畜犬競接法制定に関する請願

請願者 東京都文京区本郷二ノ三社団法人日本獣医師会 会長 島村虎猪

紹介議員 重宗 雄三君

この請願の趣旨は、第一一五九号と同じである。

第五九六号 昭和二十七年三月十一日受理

農林改良普及事業の強化増充に関する陳情

陳情者 鳥取県岩美郡面影村新山根義敏外六百二十三名

行政組織の改革に伴い、農業改良普及制度の弱体化が懸念されているが、万一同制度関係職員の人員整理等が実施されると、農村の基盤ともいべき農業改良事業はその普及発展をはばまれるから、一町村に一名以上の農業技術員を配置するよう農業改良普及事業の強化増充を図りたいとの陳情。

第六〇七号 昭和二十七年三月十三日受理

競馬の民営移管に関する陳情

陳情者 前橋市曲輪町九四群馬県経済農業協同組合連合会 会長 小沼勝彦次外五名

昭和二十三年法律第五十八号により、従来民間団体によつて施行されていた競馬が国または都道府県の経営となつたが、そもそも競馬は、民間団体の行つていたものを、一部施行方法が適当でなかつたという理由で、一様に国または地方公共団体の経営としたものである。すでに、治安も確立された今日においては、競走馬資源確保施設の欠如改善と弾力性ある運営によつて健全娯楽の真価を伸展するため民営に移すことが当然と思われるから、すみやかに民営移管が実現するよう関係法律を改正せられたいとの陳情。

第六三七号 昭和二十七年三月十四日受理

森林組合の強化増充に関する陳情

陳情者 宮城県知事 佐々木家壽治外七名

森林計画実施に伴う森林組合の強化増充のため、(一)森林組合に平均二人の林業技術職員設置費の助成、(二)森林組合の技術職員ならびに経理担当職員に講習費の国庫助成、(三)各県に五森林組合程度のモデル森林組合を設置するための国庫助成等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第六五八号 昭和二十七年三月十四日受理

森林事業国庫補助増額等に関する陳情

陳情者 福岡県知事 杉本勝次

今回改正された森林法および関係法令の定める国庫補助率によつては地方財政の窮乏せる現在到底所期の目的を達成することは困難であるから、(一)森林計画編成事業費および、林業経営指導員に対する費用の全額国庫負担、(二)林道予算の大幅増額、(三)海岸砂地造林事業等に対する国庫補助を増額せられたいとの陳情。

第六五九号 昭和二十七年三月十四日受理

農地改革予算増額に関する陳情

陳情者 福岡県知事 杉本勝次

最近農村の金詰りの深刻化に伴い、自作農のうち小作農に転落するものが多く、とくに九州においては年々の災害のため農家の貧窮はなほ九億円の予算では自作農の維持は困難であり、かくては農地改革も実行できないから、農地等買入金を増額するとともに、交換分合指導費も、割当額に十倍する負担額にのぼっている実情に鑑みこれを大幅に増額せられたいとの陳情。

第六六〇号 昭和二十七年三月十四日受理

開拓に関する予算増額の陳情

陳情者 福岡県知事 杉本勝次

現在政府より交付せられている開拓者住宅建築補助金は一戸当たり平均五万円であるが、最近の物価騰貴と耐風建築の必要上、これを十万円に引き上げるとともに、開拓事業の成否にかかわる、開拓地建設工事費を増額しその工事を促進せられたいとの陳情。

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、森林火災国営保険法の一部を改正する法律案(案)
森林火災国営保険法の一部を改正する法律案
森林火災国営保険法の一部を改正する法律
森林火災国営保険法(昭和十二年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
第二條第二項、第十條第一項及び第二十二條第三項中「勅令」を「政令」に改める。
第三條を次のように改める。
第三條 保険ノ目的タル森林ハ人工ニ依リ生立セシメタル樹木ノ集團トス
第十三條及び第十四條を次のように改める。
第十三條 及第十四條 削除
第二十一條を次のように改める。
第二十一條 削除
第二十四條第一項及び第二項中「市町村」の下に「又ハ森林組合若ハ森林組合連合会」を加え、同條第三項を削る。
附則
1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
2 この法律の施行の際現に存する保険契約については、なお従前の例による。
三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。
一、森林法等の一部を改正する法律案(案)
森林法等の一部を改正する法律案
森林法等の一部を改正する法律
(森林法の一部改正)
第一條 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。
第八條第一項中「十月三十一日」を「十一月三十一日」に、同條第四項中「十一月三十一日」を「翌年の一月二十五日」に改める。
第十三條第二項中「第十一條第二項の下に」及び次項を加える。
第十六條第二項但書を次のように改める。
但し、左に掲げる場合には、それぞれの公表があつた日から三十日以内に、更に申請書を提出することができる。
一 第九條第三項(第十三條第三項)において準用する場合を含むもの。の規定による森林区実地計画の変更により第八條第五項第三号又は第四号の伐採立木材積の許容限度が増加し、その変更につき第十三條第二項の公表があつた場合
二 第十條第四項又は第十二條第一項の規定による森林区実地計画の変更により第八條第五項第三号又は第四号の伐採立木材積の許容限度が増加し、その変更につき第十三條第二項の公表があつた場合
三 第七項の規定により新たに許可すべき伐採立木材積の数量の公表があつた場合
第十六條第六項本文中「第二項但書の場合には、その増加部分」を「第二項第二号の場合にはその増加部分、同項第三号の場合にはその公表があつた伐採立木材積の数量。以下この項において同じ。」に同項中「その許容限度」を「それぞれの許容限度」に改め、同項但書中「(第二項但書の場合には、その増加部分)」を削る。
第十六條第七項を第八項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、同條第六項の次に次の一項を加える。
7 都道府県知事は、第三項の規定により許可した制限林又は普通林の用材林樹林別、広葉樹

針葉樹別の主間伐合計の伐採立木材積が森林区実施計画に定められたその許容限度に達しない場合には、その年の六月一日（その日が日曜日に当たるときは、その翌日）に、当該森林区実施計画に定められた第八條第五項第三号又は第四号のそれぞれの許容限度の範囲内において、新たに許可すべき用材林薪炭林別、広葉樹針葉樹別の主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積のそれぞれの数量を定めて公表することができる。

第十八條第一項中「及び第三十一條（第四十四條）において準用する場合を含む。」を「第三十一條（第四十四條）において準用する場合を含む。及び第三十四條第一項（第四十四條）において準用する場合を含む。」に、同項第一号中「必要があるため、その森林の所在地を管轄する市町村長の許可を受けたとき。」を「必要があるとき。」に改め、同條第二項を次のように改める。

2 前項第一号の規定により森林の立木竹を伐採した者は、三十日以内に省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第十九條中「第九項」を「第十項」に改める。

第二十條中「立木」を「立木竹」に改める。

第二十一條第三項中「営林局長」を「営林署長」に改める。

第三十四條第一項中「立竹を伐採し、」の下に「立木を損傷し、」を加える。

第四十四條中「第三十九條の規定を、」の下に「保安施設地区の指定解除については、第三十三條の規定を、」を加える。

第五十三條第二項中「必要な限度で、」の下に「前項第四号に掲げる事項については、あらかじめ収用委員会の意見を聞き、これに基づいて、」を加える。

第五十七條に次の但書を加える。

但し、第五十條第一項の規定による協議については、同項の認可があつた日から六箇月以内に届けた場合に限る。

第五十九條第二項中「第四号」の下に「第二項」を加える。

第六十二條中「関係人」を「土地の所有者及び関係人」に改める。

第六十四條を次のように改める。

（土地収用法の準用）

第六十四條 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第百三條（危険負担）、第百四條（担保物権と補償金又は替地）、第百六條第一項、第三項及び第四項（買受権）並びに第百七條（買受権の消滅）の規定は、この章の規定による使用又は収用に係る土地に準用する。この場合において、同法第百六條第一項但書（「第七十六條第一項」とあるのは「森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五十五條第一項後段」と読み替へるものとする。）

第七十九條第六項中「組合は、」の下に「森林火災国営保険法（昭和

十二年法律二十五号）の定めるところにより森林火災国営保険に関する事務を取り扱い、又は「保証し、又は「保証し、又は「保証し、若しくは」に改める。

第二百二條第一項中「總會の議決を経て、」を削る。

第二百十八條の見出し中「民法」を「民法及び商法」に改め、同條中「（理事の代表権等）」の下に「並びに商法第二百六十一條ノ二（取締役会社間の訴の代表）」を加え、「同法」を「民法」に改める。

第二百二十二條中「第二百四十四條（總會の議事録）」を「第二百四十三條（延期、続行の決議）、第二百四十四條（總會の議事録）」に改め、同條後段を次のように改める。

この場合において、民法第六十四條中「第六十二條」とあるのは「森林法第百三十三條」と、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「森林法第百三十三條」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「森林法第百三十一條」と読み替へるものとする。

第百五十四條第四項中「連合会は、」の下に「森林火災国営保険法の定めるところにより森林火災国営保険に関する事務を取り扱い、又は「保証し、又は「保証し、又は「保証し、若しくは」に改める。

第百七十九條中「その他組合」の下に「若しくは連合会」を加える。

第百八十條に次の一項を加える。

3 行政庁は、出資組合又は出資連合会の業務又は会計の状況に

つき、毎年一回を常例として検査をしなければならない。

第百八十五條第一項中「地域」を「地区」に改める。

第百九十一條第一項中「第四章の規定による都道府県知事の裁定のうち損失の補償に関する部分を除く。」を削り、同項に次の但書を加える。

但し、第四章の規定による都道府県知事の裁定のうち損失の補償に関する部分及び第三項の規定により土地調整委員会の裁定を申請することができる処分については、この限りでない。

第百九十一條第二項後段を削り、同條に次の一項を加える。

3 第十八條第一項第二号、第二十五條、第二十六條、第二十七條第三項但書、第三十四條第一項（第四十四條）において準用する場合を含む。、第四十一條若しくは第四十三條第一項の規定による処分又は第二十八條に規定する処分不服がある者は、その不服の理由が鉱業又は採石業との調整に関するものであるときは、その処分につき土地調整委員会の裁定を申請することができる。

第二百七條第一号中「第三十一條」の下に「（第四十四條）において準用する場合を含む。」を、同條第二号中「第三十四條第一項」の下に「（第四十四條）において準用する場合を含む。」を「立竹を伐採し、」の下に「立木を損傷し、」を加える。

第二百一十一條中「千円」を「二

千円」に改める。

（国有林野法の一部改正）

第二條 国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第七條第二号中「土地収用法（明治三十三年法律第二十九号）」を「土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 土地調整委員會議置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三條第三号中「使用又は収用」を「使用、収用その他の利用」に改める。

第四條中第十五号を第十六号とし、第十五号として次の一号を加える。

十五 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百九十一條第三項の規定による異議を裁定すること。

第二十五條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 森林法第百九十一條第三項の規定による裁定の申請は、理由を明らかにした書面により、処分あつた日から六十日以内にしなければならない。

昭和二十七年四月一日印刷

昭和二十七年四月二日発行

參議院事務局

印刷者 印刷 庁